風間浦村次世代育成支援地域行動計画

~すこやかな子どもたち、烏賊す風間浦~【後期計画】

青森県風間浦村

ごあいさつ

風間浦村では、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを総合的に支援するため、次世代育成支援対策推進法に基づき、 平成17年3月に「風間浦村次世代育成支援地域行動計画」(前期計画)を策定し、次世代育成支援に関する子育て施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この前期計画では、基本的な視点による目標を掲げ、その課題と 実施する事業、施策内容、さらには目標事業量等を設定し、子育て 支援策に順次取り組んできたところであります。

このたび、前期計画が平成21年度で終了するにあたり、同法の 改正及び国、県の行動計画策定指針の改正、また、その後の社会情 勢の変化をふまえ、今後5ヵ年を実施期間とした次世代育成支援地 域行動計画の後期計画を策定することといたしました。

後期計画の位置付けとしましては、前期計画を見直すとともに、 当該計画を踏襲し整合を図りながら、新たに基本目標を掲げ、村民 の皆様のご理解とご協力をいただきながら、子育て関係施策を一層 推進してまいりたいと存じます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました子育てを実践しておられる保護者の皆様をはじめ、ご指導ご協力いただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げまして、あいさつといたします。

平成22年3月

風間浦村長 横 浜 力

目 次

弗	1草	計画策定にあたって・・・・・・・・・・1
	第1節	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	第2節	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第3節	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	2章	社会背景
	1 2	子どもや子育て家庭をとりまく時代状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3 第2節	国の政策動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	3章	風間浦村の子どもや子育てをとりまく状況・・・・・ 6
	第1節	人口の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第1節 1	人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		人口 ····································
	1	人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1 2 3	人口 ····································
	1 2 3	人口 6 婚姻・出生 8 世帯類型の推移 10
	1 2 3 第2節 1	人口6婚姻・出生8世帯類型の推移10就業の状況11
	1 2 3 第2節 1	人口6婚姻・出生8世帯類型の推移10就業の状況11女性の就業状況11
	1 2 3 第2節 1 第3節	人口6婚姻・出生8世帯類型の推移10就業の状況11女性の就業状況12保育・教育の概況14保育所の状況14小中学校の状況15
	1 2 3 第2節 1 第3節	人口6婚姻・出生8世帯類型の推移10就業の状況11女性の就業状況12保育・教育の概況14保育所の状況14
	1 2 3 第2節 1 第3節 1 2 3	人口6婚姻・出生8世帯類型の推移10就業の状況11女性の就業状況12保育・教育の概況14保育所の状況14小中学校の状況15
	1 2 3 第2節 1 第3節 1 2 3	人口6婚姻・出生8世帯類型の推移10就業の状況11女性の就業状況12保育・教育の概況14保育所の状況14小中学校の状況15高等学校の状況16

第	4章	計画の基本的な方向・・・・・・・・・ 20)
	第1節	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20)
第	5章	5 か年行動計画の内容・・・・・・・・・ 22	
	第1節	地域における子育て支援・・・・・・・・・・・22)
	1	地域における子育て支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
	2	保育サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23)
	3	子育て支援のネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24	Ŀ
	4	子どもの居場所の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25	
	5	他地域との交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25	
	6	子どもの健全育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	;
	7	子育て支援に関するニーズ把握・・・・・・・26	;
	第2節	母性と乳幼児等の健康の確保と増進・・・・・・・・・・・・・27	,
	1	妊産婦の健康づくり	,
	2	妊産婦や乳幼児に対する相談事業・・・・・・・・・・・27	,
	3	妊婦・乳幼児健診・・・・・・・・・28)
	4	食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30)
	5	子どもの喫煙や薬物乱用に対する教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30)
	6	学校における思春期教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31	
	7	小児医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31	
	第3節	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備・・・・・・・32)
	1	次世代の親の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32)
	2	確かな学力の向上 33)
	3	豊かな心の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33)
	4	信頼される学校づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34	Ŀ
	5	教育に関する経済的支援・・・・・・・・・・・34	ŀ
	6	家庭の教育力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35	
	7	地域の教育力の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35	
	8	子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	;
	第4節	子育てを支援する生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・37	
	1	良好な居住環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・37	
	2	安全な道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・37	,
	3	安心して外出できる環境の整備・・・・・・・・・・・・38)
	4	安全・安心なまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・38	;

第5節	職業生活と家庭生活との両立の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・39
1	男性を含めた働き方の見直し
2	2 仕事と子育ての両立の推進
第6節	子ども等の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
1	子どもの交通安全を確保するための活動の推進・・・・・・・・・・・・ 40
2	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進・・・・・・・・・・・ 40
第7節	要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進・・・・・・・・・42
1	児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
2	2 ひとり親家庭等の自立支援の推進42
3	3 障害を持つ児童に対する施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第8節	その他、定住促進のための施策・・・・・・・・・・・・ 44
1	観光産業の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
2	2 未婚男性の結婚促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
第6章	子育て支援事業の数値目標・・・・・・・・・・・ 45
第1節	子育て支援関係サービスの数値目標・・・・・・・・・・・・・・・45
1	. 保育サービスの目標値 · · · · · · · · 45
2	2 放課後児童健全育成事業の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第7章	計画推進にあたって・・・・・・・・・・ 47
第1節	後期行動計画に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・47
1	「次世代育成支援地域行動計画」の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・ 47
2	2 住民参画による計画の推進47
3	3 子育て関係機関との連携と協働
4	l 行政組織の計画推進体制の整備······47

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を、迅速かつ重点的に推進するために平成17年4月に施行された10年間の時限立法です。

本村においても、この法律に基づく「風間浦村次世代育成支援地域行動計画」(前期計画) を策定し、保育所の統合(平成 18 年4月より) や、子育て支援センターの開設(平成 18 年6月より) など、子育てに対する支援の強化に努めてきました。

少子化が進む今日、住民が安心して子どもを生み育て、明日の風間浦村を創る子どもたちがすくすくと育つための「次世代育成支援」は、本村の最重要課題の1つです。

そのため、平成 22 年度~平成 26 年度の5年間における本村の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方のもとで、住民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方針を明らかにするために、「風間浦村次世代育成支援地域行動計画」(後期計画)を策定します。

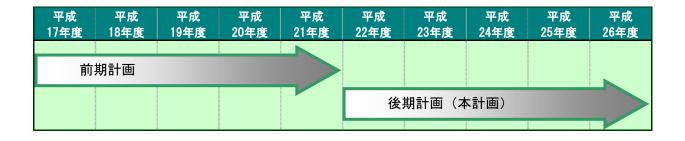
第2節 計画の位置づけ

本計画は、保健・医療・福祉、教育、雇用、住環境など、各分野における村の総合的な 次世代育成指針であり、行政だけでなく、家庭、保育施設、学校、地域、企業など、子ども を取りまくすべての住民が、それぞれの立場で取り組む指針となるものです。

- ① 村にとっては、総合的かつ計画的な次世代育成の指針となります。
- ② 住民・各種施設・企業にとっては、子育てに関わる住民活動や施設運営、企業活動など の指針となります。
- ③ 国・県に対しては、風間浦村の次世代育成の方向性を明示し、それに基づき国・県の各種施策の実現を促進していきます。

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成22年度~平成26年度の5年間とします。



第2章 社会背景

第1節 子どもや子育て家庭をとりまく時代状況

1 進行する少子化

わが国の出生数は昭和 48 年の 209 万人以降、減少し、近年は 110 万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成 17 年の 1.26 を底として、平成 18 年は 1.32、平成 19 年は 1.34、平成 20 年は 1.37 と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な 2.08 を大きく下回っています。

少子化により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなる、社会の活力が低下するなど の影響が懸念されています。

300 5 一次ベビーブーム 万人 270万人 4.32 □出生数 → 合計特殊出生率 250 4 第二次ベビーブーム 209万人 2.14 3 平成20年 150 109万人 1.37 100 50 平成

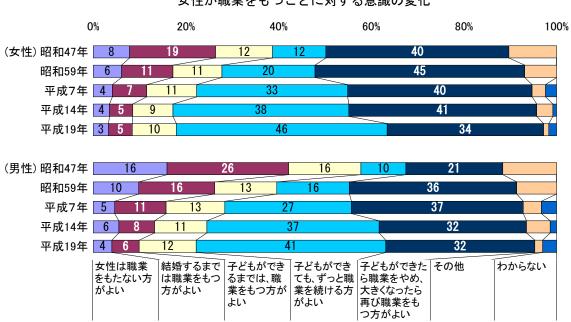
わが国の出生数と合計特殊出生率の推移

資料:厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率: 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の年間合計。 1 人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされる。

2 女性の社会進出

女性の自立意識や自己実現意欲の高まり、雇用条件の整備などにより、女性の就業率が 上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女 性の社会進出が進んでいます。女性の優れた能力の活用や、男女共同参画は、社会にとって も有益でかつ当然のことです。しかし、一方で、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫ら れる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、出産後の職場復帰や再就職、 子育てと仕事の両立に関する条件整備や、男性を含む働き方の見直しなどが課題となってい ます。



女性が職業をもつことに対する意識の変化

注: 昭和 47年は 18歳以上、昭和 59、平成 7、14、19年は 20歳以上の者を対象として調査している。 資料:総理府広報室『婦人に関する意識調査』(昭和 47年 10月)、『婦人に関する世論調査』(昭和 59年 5月)、『男女共同 参画社会に関する世論調査』(平成 7年 7月)(平成 14年 7月)(平成 19年 8月)による。

3 地域社会の環境の変化

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化などにより、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを生み育てることが厳しい状況となっています。

また、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない 状況も顕在化し、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化につながっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育む仕組みづくりが求められています。

わが国では、平成2年の「1.57 ショック」を契機に、子どもの数の減少が社会問題として認識され、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定などが進められてきました。

近年は、「働き方の見直し」など雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、 必要な制度を拡充していく方向が示されています。

国の政策動向

年	国の政策動向	摘 要
平成2年	(1.57ショック)	少子化問題が注目される。
平成6年	エンゼルプラン(7~16年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サ
		ービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か年事業(7~	保育サービスに数値目標を設定。5年間で延長保育実施箇所数
	11年度)	3倍、地域子育て支援センター設置数8倍などの成果。
平成9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。
平成10年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
平成11年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対
		応した保育サービスの整備」など6項目を決定。
	新エンゼルプラン(12~16年度)	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保
		育だけでなく、相談、教育など計20項目の数値目標を設定。一時
		保育実施箇所数8倍、ファミリー・サポート・センター設置数5
		倍などの成果。
平成13年	待機児童ゼロ作戦(14~16年度)	保育所受入児童数を平成14~16年度の3年間で15万人増が
		目標。15万人増は達成。待機児童数は16年度から減少に転じた。
平成14年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方
		の見直し」など労働部門を重視。
平成15年	次世代育成支援に関する当面の取	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」
	組方針	の「もう一段の対策」として閣議決定。女性8割、男性1割の育
		児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。
	少子化対策基本法 	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設
		置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇
		用環境整備の努力責務も規定。
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する10年間の時限立法。市町村や従業員
	. — "	300人以上の事業主に行動計画策定を義務化。
平成16年	少子化社会対策大綱 	少子化社会対策基本法に基づき閣議決定。4分野の重点課題に
- 0		向けた28の行動を掲げる。
平成17年 	子ども・子育て応援プラン(17~	
	21年度)	所以上の子育て拠点施設」などの数値目標を掲げる。

年	国の政策動向	摘 要
平成18年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19年度から、こんに ちは赤ちゃん事業の実施や放課後子ども教室、放課後子どもプラ
		ン(放課後子ども教室、放課後児童クラブの拡充)などを実施。
平成19年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育
		に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定し
		ない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成21年4月現在で全
		国358か所。
	「子どもと家族を応援する日本」	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択
	重点戦略	ー構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調
		和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育
		成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家
		庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」
		として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10年間
		で週労働時間60時間以上の雇用者を半減」など14項目の数値目
		標を設定。
平成20年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10年後に①
		3歳未満児への保育サービスの提供割合を38%に(現行20%)、
		②小学1年~3年生の放課後児童クラブの提供割合を60%に(現
		行19%)という2つの目標をめざし施策展開。
平成22年	子ども・子育てビジョン(22~	市町村の次世代育成支援後期行動計画に対応した国の計画。数
	26年度)	値目標は、病児・病後児保育の年間延べ利用日数を6倍強に、放
		課後児童クラブの年間利用実人数を1.4倍にするなど。

第3章 風間浦村の子どもや子育てをとりまく状況

第1節 人口の動向

1 人口

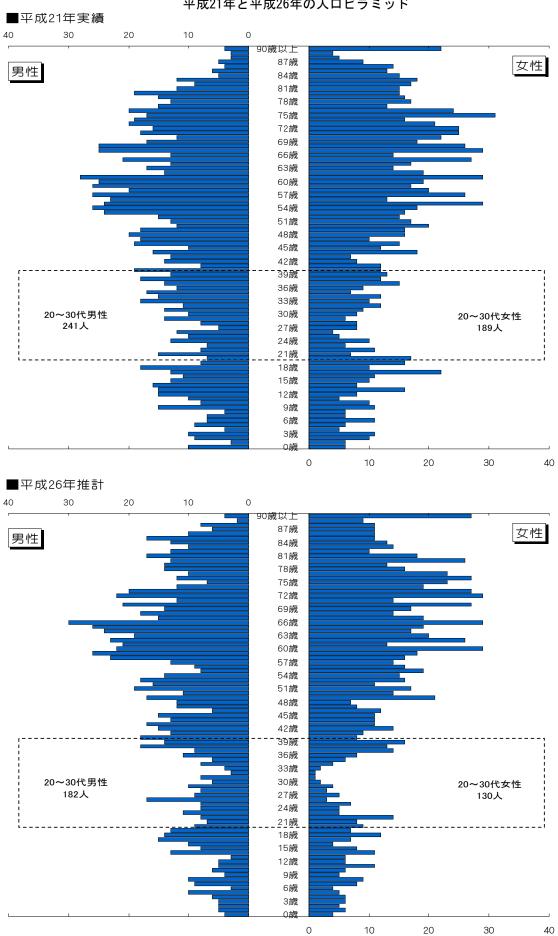
平成 21 年4月1日現在の住民基本台帳によると、風間浦村の年少人口(0~14歳) は 267人で、平成 26 年には 191人に、平成 29 年には 161人になるものと推計されます。また、平成 21年の 20~30代女性の人口は 189人、男性は 241人で、平成 26年には女性が 130人、男性が 182人になるものと推計されます。

これらは、現在の減少傾向が今後も継続すると仮定して推計したものですが、子どもや若者世代の人口減少は危機的状況にあると思われ、村の活性化のためにも、若者定住策を強力に推し進めていくことが求められます。

年少人口の推移と推計 350 人 □12~14歳 □6~11歳 ■3~5歳 ■0~2歳 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 (人) 154 ■8歳 ;•**9**•;• ■7歳 1.7 □6歳 <**1**<. ■5歳 ■4歳 |||8||| □3歳 ||10|| □2歳 |||8||| ■1歳 ■0歳

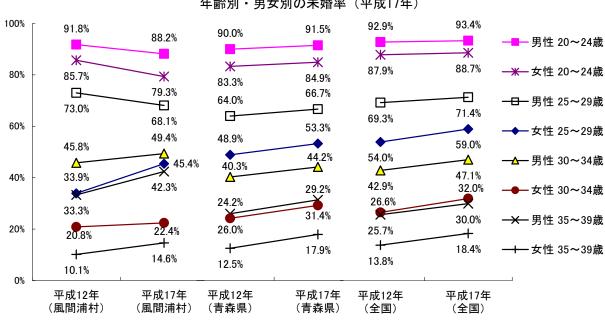
平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年

平成21年と平成26年の人口ピラミッド



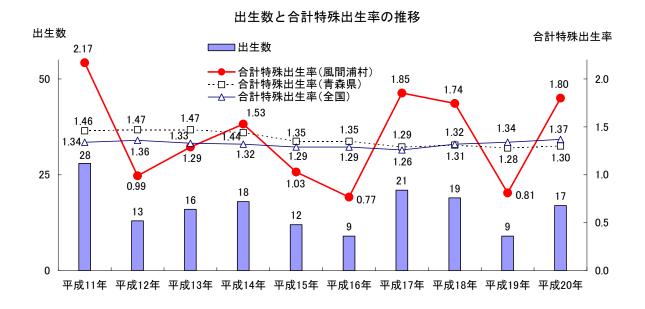
2 婚姻・出生

平成 17 年国勢調査で 20~30 歳代の年代別・男女別の未婚率をみると、本村では、男 性は30歳代で全国や青森県と比べて未婚率が高い一方、女性は、すべての年代で全国を下 回っています。また、平成 12 年から平成 17 年にかけて、男性 20 歳代と女性 20~24 歳で5ポイント前後の減少がみられる一方、女性 25~29 歳、男性 35~39 歳では 10 ポ イント前後の増加がみられます。このことから、本村では、特に男性の晩婚化・未婚化が顕 著になっていることや、今後女性においても晩婚化が課題となってくることが考えられます。



年齢別・男女別の未婚率 (平成17年)

本村の合計特殊出生率は年次によるばらつきが大きいものの、平成 20 年は 1.80 とな っており、平成 11 年から平成 15 年の5年間平均 1.40、平成 16 年から平成 20 年の5 年間平均 1.40 と横ばいで推移しています。



8

平成 12 年から平成 20 年までの人口動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の 状態が続いています。また、転出が転入を上回る社会減の状態も続いていて、平成 14 年に は一旦社会増に転じたものの、平成15年には再び社会減となっており、人口の村外流出が 続いていることがうかがえます。

婚姻や離婚の件数をみると、平成20年の婚姻件数は6件、離婚件数は4件となってい ます。

出生・死亡・転出入・婚姻・離婚の推移

(単位:人、件)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年		
出生数	16	16	16	20	13	22	17	13	17		
死亡数	37	30	33	30	25	39	45	41	44		
自然増減	△ 21	△ 14	△ 17	Δ 10	Δ 12	△ 17	△ 28	△ 28	△ 27		
転入者数	86	85	111	69	54	62	61	65	53		
転出者数	119	112	99	106	106	106	100	118	107		
社会増減	△ 33	△ 27	12	△ 37	△ 52	△ 44	△ 39	△ 53	△ 54		
人口増減	△ 54	△ 41	△ 5	△ 47	△ 64	△ 61	△ 67	Δ 81	△ 81		
婚姻件数	18	14	12	14	10	9	8	10	6		
離婚件数	10	5	5	5	3	5	3	6	4		
※集計期間は	※集計期間は1月1日~12月31日。増減の△は減少を表す。 資料:村民生活課										

3 世帯類型の推移

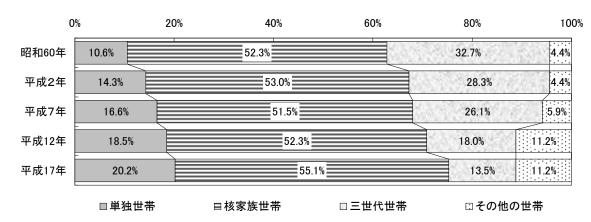
世帯類型別の世帯数の推移をみると、単独世帯が増加傾向となっており、三世代世帯は減少傾向となっています。また、ひとり親を除く核家族世帯は微減傾向ですが、ひとり親世帯は増加傾向にあります。

一方、18 歳未満の親族のいる一般世帯数は大幅に減少しており、平成 17 年は昭和 60 年の約半数にまで減少しています。また、一般世帯数合計に占める割合も昭和 60 年の約 50%から平成 17 年では約 25%と同じく大幅に減少しています。

世帯類型の推移

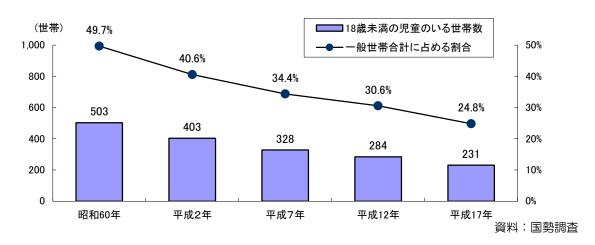
(単位:世帯)

	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年
18 歳未満の親族のいる一般世帯	503	403	328	284	231
一般世帯	1,012	993	954	929	931
親族世帯	905	851	795	755	741
核家族世帯(ひとり親以外)	448	452	410	401	405
ひとり親世帯	81	74	81	85	108
三世代世帯	331	281	249	167	126
その他	45	44	55	102	102
単独世帯	107	142	158	172	188
非親族世帯	0	0	1	2	2



資料:国勢調査

18歳未満の親族のいる世帯数の推移



1 女性の就業状況

国勢調査から就業率の推移をみると、昭和 60 年から平成 17 年にかけて、男性の就業率が 60%前後でほぼ横ばいとなっているのに対し、女性の就業率は、若干の変動はあるものの、23.7%から 35.9%へと上昇しています。

また、産業3区分別の就業者数の推移をみると、第1次産業で減少し、第3次産業で増加しています。産業別では、漁業と製造業の減少が著しい一方で、サービス業の増加が目立っています。漁業は平成17年には微増に転じてはいるものの、漁業や製造業から、宿泊施設や飲食店などの観光関連産業への移行が進んでいるとみられます。

男女別就業状況の推移

(単位:人、%)

		昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年
	人口総数	3,712	3,295	3,012	2,793	2,603
全体	就業者数	1,558	1,574	1,380	1,273	1,212
	就業率	42.0	47.8	45.8	45.6	46.6
	人口総数	1,855	1,622	1,470	1,350	1,270
男	就業者数	1,118	1,006	919	811	734
	就業率	60.3	62.0	62.5	60.1	57.8
	人口総数	1,857	1,673	1,542	1,443	1,333
女	就業者数	440	568	461	462	478
	就業率	23.7	34.0	29.9	32.0	35.9

資料:国勢調査

産業別就業者数の推移

(単位:人)

					(単位・人)
	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年
総数	1,558	1,574	1,380	1,273	1,212
第1次産業	612	646	385	253	263
農業	8	7	19	7	7
林業	34	25	23	19	16
漁業	570	614	343	227	240
第2次産業	431	380	456	366	300
鉱業	0	0	0	0	0
建設業	240	221	282	263	207
製造業	191	159	174	103	93
第3次産業	511	546	538	654	647
電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	0	3	2
運輸·通信業	25	37	39	34	24
卸売·小売業,飲食店	142	152	122	169	136
金融·保険業	12	17	14	18	20
不動産業	0	4	1	0	2
サービス業	263	259	277	346	368
公務(他に分類されないもの)	65	73	85	84	95
分類不能の産業	4	2	1	0	2

資料:国勢調査

年代別の女性就業率をみると、昭和 60 年から平成 17 年にかけての推移をみると、30 ~59 歳の就業率が大幅に上昇して、女性の就業率を押し上げています。

一方、25~29歳の就業率は、全国の就業率と比べて低くなっています。これらのことから、本村では、結婚や出産をきっかけに離職する女性が多いものの、子どもがある程度大きくなると7割以上の女性は就労しているという傾向があらわれていると考えられます。

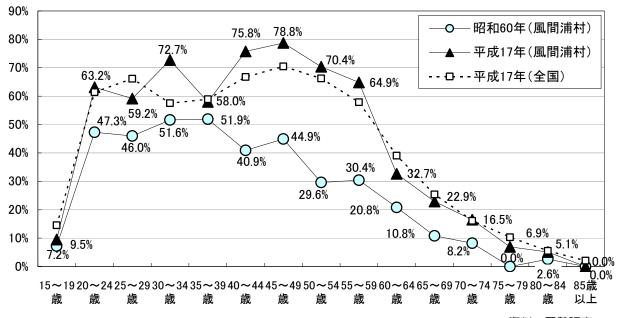
女性の年代別就業状況の推移

(単位:人、%)

年齢区分	昭和	和 60 年	平	成2年	平	成7年	平成	₹12年	平成	रे 17 年
平断区力	実数	就業率	実数	就業率	実数	就業率	実数	就業率	実数	就業率
15~19歳	7	7.2%	6	7.0%	9	13.0%	6	9.7%	6	9.5%
20~24歳	26	47.3%	27	61.4%	35	63.6%	40	81.6%	24	63.2%
25~29歳	40	46.0%	29	43.3%	24	51.1%	32	54.2%	29	59.2%
30~34歳	63	51.6%	49	52.7%	24	36.9%	25	47.2%	40	72.7%
35~39歳	68	51.9%	75	62.5%	48	55.2%	43	62.3%	29	58.0%
40~44歳	47	40.9%	74	62.7%	69	62.7%	60	74.1%	50	75.8%
45~49歳	62	44.9%	53	51.5%	69	61.1%	71	67.0%	63	78.8%
50~54歳	40	29.6%	72	55.4%	48	48.0%	74	64.9%	76	70.4%
55~59歳	41	30.4%	54	43.5%	56	41.2%	33	32.7%	72	64.9%
60~64歳	26	20.8%	57	46.3%	29	25.2%	41	32.8%	33	32.7%
65~69歳	11	10.8%	33	28.2%	24	20.0%	19	16.4%	27	22.9%
70~74歳	8	8.2%	17	18.3%	17	15.2%	11	10.1%	18	16.5%
75~79歳	0	0.0%	18	23.7%	6	8.0%	6	6.5%	7	6.9%
80~84歳	1	2.6%	4	7.5%	3	5.7%	1	1.8%	4	5.1%
85歳以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

資料:国勢調査

女性の年齢層別就業率の推移



資料:国勢調査

「週 60 時間以上就業者数」は、男性が 110 人、女性が 23 人で、それぞれ全就業者 の 15%と 5%を占めます。国は「仕事と生活の行動指針」の中で、10 年間で「週 60 時間以上就業者数」を半減する目標を設定しています。

産業中分類別では、男性では「複合サービス業」、「漁業」、「卸売・小売業」、「運輸業」などにおいて、女性では「飲食店、宿泊業」において「週 60 時間以上就業者の割合」が高い傾向がみられます。本村の基幹産業であるこれらの業界が多忙であることは望ましいことですが、次世代育成支援の観点からは、「可能な範囲での働き方の見直し」を啓発していくことも求められます。

週60時間以上就業者数とその全就業者に対する割合(平成17年)

(単位:人、%)

		男性				女性				
		60 時間 以上就 業者 60 時間以上就業者の 割合			60 時間 以上就 業者 60 時間以上就業者の 割合					
		風間 浦村	風間 浦村	青森 県	全国	風間 浦村	風間 浦村	青森 県	全国	
	全産業	110	15%	15%	16%	23	5%	7%	5%	
笙	農業	0	0%	30%	14%	0	0%	22%	9%	
第 1	林業	0	0%	4%	4%	0	0%	3%	2%	
次産業	漁業	58	29%	26%	19%	3	7%	15%	10%	
産業	鉱業	0	0%	8%	8%	0	0%	3%	2%	
未	合計	58	27%	28%	14%	3	6%	21%	9%	
- 第	建設業	11	6%	8%	14%	0	0%	3%	3%	
産業次	製造業	1	2%	10%	12%	1	2%	2%	3%	
~ 次	合計	12	5%	9%	13%	1	2%	2%	3%	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0%	4%	5%	0	0%	0%	2%	
	情報通信業	0	0%	12%	16%	0	0%	5%	6%	
	運輸業	4	20%	21%	24%	0	0%	4%	4%	
	卸売·小売業	8	14%	21%	22%	7	9%	6%	5%	
	金融•保険業	1	33%	12%	18%	0	0%	4%	3%	
笙	不動産業	0	0%	9%	14%	0	0%	3%	4%	
第3次産業	飲食店,宿泊業	4	18%	28%	30%	10	14%	8%	9%	
次	医療, 福祉	0	0%	9%	12%	0	0%	2%	3%	
産業	教育, 学習支援業	2	13%	12%	14%	0	0%	6%	5%	
*	複合サービス事業(※)	8	44%	9%	8%	0	0%	3%	2%	
	サービス業(他に分類されないもの)	7	14%	12%	15%	2	3%	5%	5%	
	公務(他に分類されないもの)	6	9%	10%	10%	0	0%	2%	3%	
	分類不能の産業	0	0%	8%	10%	0	0%	4%	3%	
	合計	40	14%	15%	18%	19	5%	5%	5%	

※:郵便局及び協同組合 資料・国勢調査

1 保育所の状況

平成 18 年4月に、それまであった3保育所を統合して、風間浦保育所を開設し、地域 子育て支援センターを併設するとともに、一時保育・乳児保育・延長保育・休日保育事業な ど、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの拡充をはかり、乳幼児の保育拠点施設 となっています。

保育所入所児童数の推移(各年4月1日)

(単位:人)

施設名		児童数								
加改石	加 改 石		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年				
	風間浦保育所		47	50	59	59				
公立	蛇浦保育所	17								
XM	易国間保育所	22								
	下風呂保育所	20								
保育児童数		59	47	50	59	59				
合計のうち	、O~2歳児数	14	9	10	10	21				
延長保育和	利用者数	0	0	0	0	0				
休日保育和	休日保育利用者数		0	0	0	0				
病児•病後	児保育利用者数	0	0	0	0	0				

風間浦保育所の概要

施設概要 設置者 村 定 員 70 人 開設 平成 18 年6月 敷地面積 3,300 m² 建築面積 約 700 ㎡ 保育時間 7:45~17:30 土曜保育 7:45~17:30 特別保育 一時保育・乳児保育・障害児保育・延長保育

就学前児童の入所状況(平成21年5月1日現在)

年齢	入所児童数	全児童数	入所児 童割合
O歳	2	16	12.5%
1歳	5	9	55.6%
2歳	15	19	78.9%
3歳	14	21	66.7%
4歳	9	9	100.0%
5歳	15	15	100.0%
合計	60	89	67.4%
	定員 70人	入所率 85.	7%

2 小中学校の状況

本村には現在、小学校が3校、中学校が1校あります。平成 12 年度までは桑畑地区に桑畑小学校がありましたが、児童数が減少したため、平成 13 年4月、易国間小学校と統合されました。

児童・生徒数は年々減少傾向にあり、平成 21 年時点の児童・生徒数は、小学校で 99 人、中学校で 76 人となっており、小学校ではさらなる統廃合が検討課題となっています。

小中学校の状況

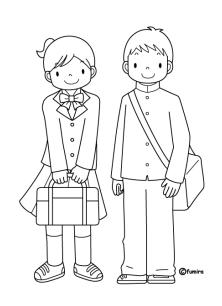
(単位:クラス、人)

			平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
	工图 D 小兴林	学級数	5	5	4	4	3	4
	下風呂小学校	児童数	41	36	40	37	33	33
	易国間小学校	学級数	7	8	8	7	6	5
小学校	勿凹间小子仪	児童数	61	62	62	57	43	37
小子仪	蛇浦小学校	学級数	4	4	4	4	3	4
		児童数	36	33	39	32	31	29
	小品井芒	学級数	16	17	16	15	12	13
	小学校計	児童数	138	131	141	126	107	99
山学坛	中字校 風間浦中字校	学級数	4	4	4	4	4	4
中子校		生徒数	108	92	79	67	76	76

3 高等学校の状況

本村には高校がないので、高校生は村外の高校に通学しています。高校の設置学科や大学等の進学先によっては、希望する高校への通学が不便であるために、下宿生活を強いられる生徒もいます。

また、高校卒業後、進学や就職により村外に転出してしまうことが、村内の若年層の減少の一因であると考えられます。



第4節 子育てに関する住民ニーズ

本計画の策定にあたり、平成 21 年5月に、就学前児童の保護者(77 票回収)、小学生の保護者(90 票回収)に子育ての現状やニーズに関するアンケート調査を実施しました。また、次世代を担う中学生・高校生(99 票回収)が、大人になることや子どもをもつことにどのような意識をもっているかについての調査も実施しました。

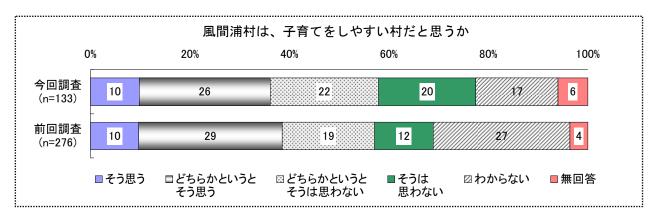
1 子育てしやすいまちづくりについて

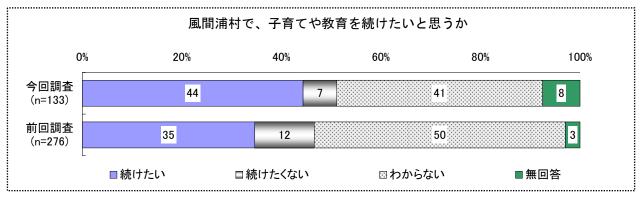
■「子育てをしやすいまち」の評価はわずかに低下

「風間浦村は、子育てをしやすいまちだと思うか」という設問について、平成 21 年5 月の調査(以下今回調査)では、「そう思う」が 10%、「どちらかというとそう思う」が 26%、「どちらかというとそう思わない」が 22%、「そうは思わない」が 20%という結果となりました。平成 16 年の調査(以下前回調査)結果と比較すると、「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を足した割合がわずかに減少しています。

一方、「風間浦村で、子育てや教育を続けたいと思うか」という設問については、「続けたい」が44%と前回調査より9ポイント高くなっています。

「子育てしやすいと思う」や「子育てや教育を続けたいと思う」人の割合を増やしてい くことが求められます。





※nは就学前児童・小学生保護者の合計

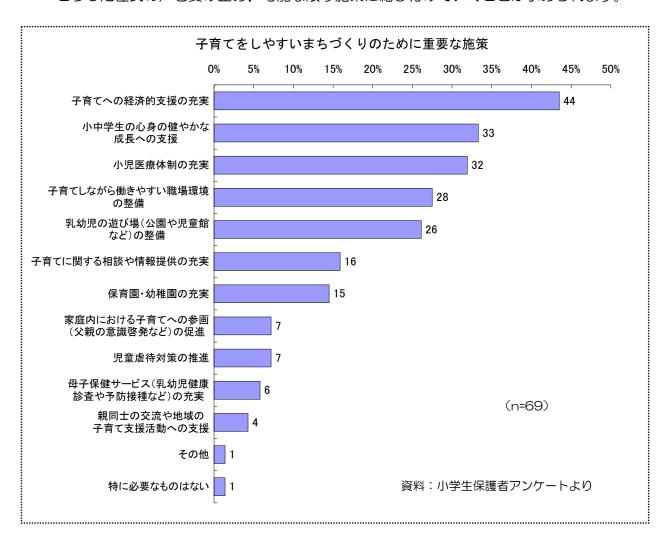
資料:就学前児童保護者アンケート、小学生保護者アンケートより

■重要な施策は「経済的支援の充実」がトップ

子育てをしやすいまちづくりのために重要な施策については、「子育てへの経済的支援の充実」が4割強で最も回答割合が高く、次いで「小中学生の心身の健やかな成長への支援」、「小児医療体制の充実」が3割台、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「乳幼児の遊び場(公園や児童館など)の整備」などが3割弱と続いています。

その他に、自由意見の中は、「地域での児童館や学童保育など、小学校低学年の児童が安心して遊べる場所」の要望や、子育てに関する情報提供についての意見が多く見られました。

こうした住民の声を受け止め、可能な限り施策に結び付けていくことが求められます。

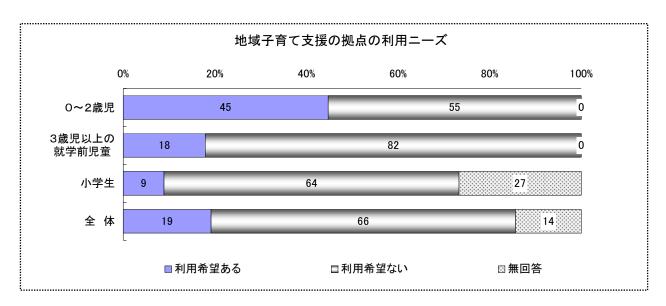


2 子育て支援サービスについて

■地域子育て支援の拠点の利用希望は、0~2歳児保護者で4割台半ば

風間浦村では「地域子育て支援拠点事業」として、平成18年6月1日から「地域子育て支援センターを開設し、週一回の子育て広場を開設すると同時に子育て相談を行ったり、 子育てに関する情報提供をしています。

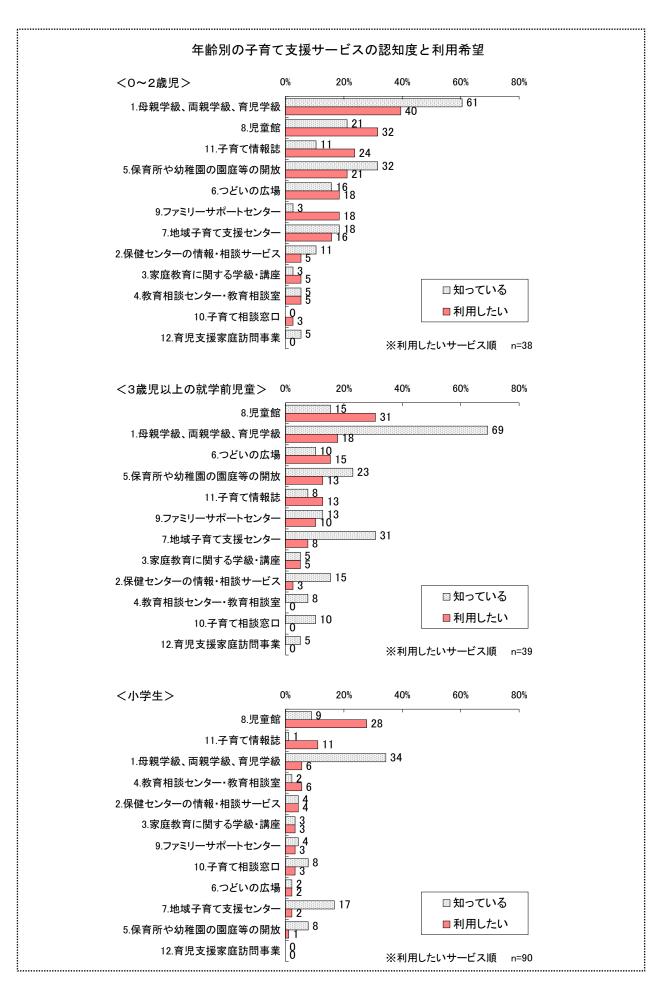
今回調査によると、次年度における地域子育て支援の拠点の利用希望は、回答者全体では約2割であり、特にO~2歳児の保護者では4割台半ばとなっています。



また、「子育て支援サービス」に関する設問によると、全体でみると、認知度については「母親学級、両親学級、育児学級」が5割、「子育て支援センター」が2割、「保育所の園庭等の開放」が2割弱などとなっています。

各サービスの利用状況については、全体では「母親学級、両親学級、育児学級」が4割を占めるものの、その他のサービスは1割以下となっています。

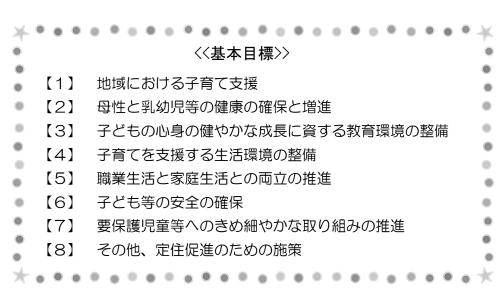
各サービスの今後の利用ニーズは、全体でみると「児童館」が3割、「母親学級、両親学級、育児学級」や「子育て情報誌」が1割台半ばなどとなっていますが、それぞれの児童の年齢層のニーズに合わせたサービスを展開していくことが求められています。



第4章 計画の基本的な方向

第1節 基本目標

本計画の目指す方向性として、前期計画を踏襲し、次の8つを「基本目標」と定め、施 策の推進を図ります。



これらの基本目標に基づいて、今後5年間(平成22年度~平成26年度)で推進すべき施策を「5か年行動計画」として以下のとおり定めます。

施策の体系

基本目標	5か年行動計画
【1】地域における子育て支援	1. 地域における子育て支援サービスの充実
	2. 保育サービスの充実
	3. 子育て支援のネットワークづくり
	4. 子どもの居場所の確保
	5. 他地域との交流
	6. 子どもの健全育成
	7. 子育て支援に関するニーズ把握
【2】母性と乳幼児等の健康の確保と増進	1. 妊婦への指導
	2. 妊産婦や乳幼児に対する相談事業
	3. 妊婦·乳幼児健診
	4. 食育の推進
	5. 子どもの喫煙や薬物乱用に対する教育
	6. 学校における思春期教育
	7. 小児医療の充実

基本目標	5 か年行動計画
【3】子どもの心身の健やかな成長に資す	1. 次世代の親の育成
る教育環境の整備	2. 確かな学力の向上
	3. 豊かな心の育成
	4. 信頼される学校づくり
	5. 教育に関する経済的支援
	6. 家庭の教育力の向上
	7. 地域の教育力の向上
	8. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
【4】子育てを支援する生活環境の整備	1. 良好な居住環境の整備
	2. 安全な道路交通環境の整備
	3. 安心して外出できる環境の整備
	4. 安全・安心なまちづくりの推進
【5】職業生活と家庭生活との両立の推進	1. 男性を含めた働き方の見直し
	2. 仕事と子育ての両立の推進
【6】子ども等の安全の確保	1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
【7】要保護児童等へのきめ細やかな取り	1. 児童虐待防止対策の充実
組みの推進	2. ひとり親家庭等の自立支援の推進
	3. 障害を持つ児童に対する施策の充実
【8】その他、定住促進のための施策	1. 観光産業の育成
	2. 未婚男性の結婚促進



第5章 5か年行動計画の内容

第1節 地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

出産や育児に対して不安を抱く妊婦や保護者は多いですが、相談する相手は配偶者や友人など身近な人に限られています。一方で、本村は集落が点在し、妊婦や子どものいる親の移動に不便であるため、居宅でも気軽に相談が受けられるような体制づくりも必要となっています。

「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」の整備を望む声も多く、平成 18 年に新設した統合保育所に併設の「地域子育て支援センター」を開設しました。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点として活用するとともに、 民生委員・児童委員や子育てメイトなど、既存のスタッフを活用して、訪問型の子育て支援 を充実させます。

事業・施策	内容・方向
地域子育て支援センター	平成 18 年6月1日から開設し、週一回の子育て広場を開設すると
	同時に子育て相談も受け付けています。また、育児学級や各種検
	診等の機会を利用して保護者と仲良くなり、支援センターのひろば
	についての情報を発信しています。
	現在、ひろばを利用するような環境の親子がなく、利用者が減少
	していることから、今後は情報提供を緻密にするとともに、各検診や
	育児教室等にて親子のあそび指導等をしながら子育て支援の拠点
	としてのセンターとしての役割を果たしていきます。
	今後は、各地区の要望に応え、出張ひろば(講座)を実施するな
	ど、きめ細かな子育て支援を図ります。
地区担当民生委員・児童委員によ	主任児童委員を中心として、管内小中学校及び地域住民から情
る家庭訪問	報提供を受けて相談等の支援を行い、ケース内容によっては家庭
	訪問を実施しています。
子育てメイトによる訪問相談・育児	地域子育て支援センターの開設に伴って、平成 18 年度から活動
支援	は休止しています。
	今後においては、子育て環境の充実策として子育てメイトのあり
	方を見直しし、子育てサークルと協調しながら訪問相談等の活動を
	行います。

2 保育サービスの充実

平成 18 年4月1日より、それまで村内に3か所あった保育所を統合して、あらたに「風間浦保育所」が創設されました。

子どもが病気の時や親の緊急の用事のために子どもを親戚等に預けるのが困難と感じる 保護者や、子育て中の親が残業や休日出勤をするケースも増えており、一時預かりや延長保 育など、保育サービスに対するニーズは多様化しています。

こうしたことから、風間浦保育所では、一時保育事業や乳児保育事業、延長保育事業、 休日保育事業を実施しています。

今後も、乳幼児の保育拠点施設として、多様化する保育ニーズに対応した業務の拡充を図ります。

事業・施策	内容・方向
保育所の第三者評価委員の設置	第三者委員を各地区に配置して苦情受付を実施・解決してい
	ます。
保育所の運営	平成18年4月1日に3保育所を統合し、同年6月から新施設
	により保育業務を開始しました。
	今後も、乳幼児の保育拠点施設として、多様化する保育ニー
	ズに対応した業務の拡充を図ります。
園児のバスによる送迎	統合に伴う保護者の送迎に係る負担を軽減するため、時差に
	よって各地区の児童の送迎を実施しています。
一時保育事業	平成18年7月1日から、専業主婦や日常就労していない保護
	者の方の急病・冠婚葬祭・育児疲れ等、緊急又は一時的に保育
	が必要な場合の保育を行っています。対象は満1歳以上の幼児
	で、午前8時から午後5時までの間で、8時間以内で原則1週
	間を限度としています。
	需要の増加に伴い、特別事業として最低基準を満たす保育士
	の充足が課題ですが、今後も可能な限り利用者に対応して継続
	実施に努めます。
乳児保育事業	平成18年7月1日から2名を入所定数として実施していま
	す。
	今後も保育士の定数を確保しながら、出来る限り入所希望者
	に対応した保育を継続実施します。
延長保育事業	保育所統合後は30分程度の降所時間を延長しています。現時
	点では、更なる延長の要望はありませんが、今後も利用希望内
	容に対応して、継続実施します。
休日保育事業	特に休日保育の要望がないため事業を実施していませんが、
	今後も利用希望内容に対応して、事業実施を検討します。

3 子育て支援のネットワークづくり

ニーズ調査では、身近な地域で充実してほしい子育て支援活動として4人に1人が「子育てをする親同士が話しができる仲間づくりの活動」や「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる活動」をあげています。また、子育てサークルなどの活動についても「自分にあうグループがあれば、参加して協力したい」「親子で参加する催しに参加したい」などの参加意欲も高くなっています。

また、育児書やテレビなどのマスコミを通じて育児情報を入手している保護者も多く、 子育て中の親に、地域に密着した情報を提供する必要があります。

平成 18 年開設の地域子育て支援センターを拠点にして、子育てサークルなどの自主的活動が活発になるように支援を行います。また、子育て支援マップを作成し、紙媒体だけでなく、携帯電話やパソコンからも閲覧可能な形で公開し、必要なときに必要な情報にアクセスできるようにします。

さらに、今後、携帯電話やインターネットがコミュニケーションツールとして活用されることが予想されることから、引き続き情報通信関連施設の整備を関係機関に要望していきます。

事業・施策	内容・方向
子育てサークルの育成支援	サークル設立を支援し、現在、1サークルの設立が実現し、
	子育て支援センターを利用して活動をしています。
	今後も、心のゆとりを持って子育てができるよう、友だちづ
	くりや子育て情報の交換ができる場を提供します。
子育て支援マップの作成	住民の協力を得て、公共施設にかかわらず、小さい子どもと
	一緒に食事ができる場所や親子で利用できるトイレ、遊び場所
	等の情報を盛り込んだ地図を作成して出生届出時や転入時等の
	機会に配付します。
	また、これらの内容は携帯電話やパソコンからもアクセス可
	能な形で公開し、子育て情報提供の充実を図ります。
携帯電話基地局や高速インター	村及び住民からの要望により NTT 易国間交換所は ADSL 回線に
ネット回線設備等の整備要請	切替り、高速インターネットが利用できるようになったが、NTT
	下風呂交換所は ISDN 回線のみの通信媒体であるため、今後も、
	村内全域における高速インターネット環境の構築を目指し、関
	係機関に対して要請します。

4 子どもの居場所の確保

放課後や休日に自宅で過ごす子どもが多く、休日はテレビを見たり音楽を聴いたりして 過ごす子どもが多くなっています。また、ニーズ量調査においては、平日に放課後児童クラ ブの利用を希望する小学生の保護者は4割弱であり、意見欄でも児童館や放課後児童クラブ などの要望が多くみられました。

地域において、児童·生徒が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後の居場所づくりの推進が必要です。

このため、放課後や休日の子どもの活動の場として、学校施設や公民館等を開放します。

また、地域のボランティアや元保育士・教諭等の人材を活用しながら、平成 22 年度において、小学校1~3年生を対象に、易国間小学校で放課後児童クラブ事業を実施します。

事業・施策	内容・方向
中央公民館の開放	公民館の利用希望者に対して、開放を行っています。
図書館の整備	子どもの居場所として図書館を整備します。
小中学校の施設の地域活動への	現在、中学校体育館で、体育協会のバレーボール部及びバス
開放	ケットボール部が活動を行っています。
	今後も現行どおり継続して実施し、子どもの遊び場と活動の
	場としても開放します。
放課後児童クラブ	平成21年度までには実施に至りませんでしたが、平成22年
	度において、小学校1~3年生を対象に、易国間小学校で実施
	します。今後は、他の小学校についても実施を検討します。

5 他地域との交流

本村と友好村の締結をしている北海道函館市椴法華地区(旧椴法華村)とのこども交流会や、学校法人同志社との交流事業が展開されています。

子どもの視野を広げるため、今後も交流事業を継続します。

事業・施策	内容・方向
函館市椴法華地区との交流事業	友好村の締結をしている北海道函館市椴法華地区(旧椴法華
	村) との「友好村こども交流会」を実施しています。
学校法人同志社との交流事業	毎年 10 月に風間浦中学校と同志社中学校の交流会を同志社
	今出川キャンパスで実施しています。また、毎年2月には同志
	社大学の留学生が来村して児童生徒・地域との国際交流活動を
	行っています。
	今後も、既存事業を継続して実施しながら、将来的には、P
	TAを対象とした視察を行うなど、村と学校法人同志社とのつ
	ながりを更に深めていきます。

6 子どもの健全育成

子どもの教育について第一義的責任を有する保護者が、生活習慣や自立心の確立にむけた教育やしつけを適切に行うことができるよう、家庭教育に関する講座など、家庭教育に関する学習機会の充実に努め、家庭教育を支援します。

また、小中学校では、道徳教育を充実させて、規範意識の向上を図ります。

事業・施策	内容・方向
家庭教育に関する講座	村 PTA 研修会で、保護者・教員を対象に家庭教育関係の講演
	会等を実施しています。
	今後も、父兄参観日等の学校行事を利用するなど、中学生や
	保護者を対象に、しつけや学力向上についての勉強会・講演会
	等を実施し、家庭教育の水準を高めます。
道徳教育の充実	各小中学校では、学習指導要領に基づき、「心のノート」な
	どの教材を用いて、善悪の判断や相手を思いやる気持ちなどに
	ついて学習しています。

7 子育て支援に関するニーズ把握

小学生の保護者に対するニーズ調査では、設問における例示について、今後利用したい 子育て支援サービスがないという回答が最も多く、本村が子育てしやすい村かどうかについ ても、前回調査より評価がわずかに低下しており、子育て支援サービス施策におけるニーズ の多様化を示す状況となっています。

そこで、育児中の親から子育て施策についての意見を求める会合を開き、子育てについての親の不安を緩和するとともに、施策の立案や推進に役立てます。

事業・施策	内容・方向
井戸端会議	子育て中の親が村の子育て施策等について気軽に意見交換で
	きるよう、すこやか育児学級を活用しています。また、「げん
	きデー」を開設し、総合福祉センターの一室で自由に遊ぶこと
	が出来るような場を設けています。
	今後も、複合的事業として育児学級などに組み入れた形で継
	続実施します。

1 妊産婦の健康づくり

妊娠・出産時に「育児についての不安」を持つ保護者が多いことから、妊娠中から育児 法などについての指導が求められているのと同時に、妊娠中の受動喫煙に不満を持っていた 保護者も多く、胎児の成育に影響を及ぼす妊婦本人の喫煙だけでなく、家族からの受動喫煙 をなくす取り組みを進める必要があります。

妊娠届出時に実施される妊婦窓口指導をすべての妊婦に対して実施し、その際に、本人 や周囲の家族の禁煙についても指導します。また、妊婦教室については、内容の充実を図る とともに、開催場所や時間等の工夫にも努めます。

事業・施策	内容・方向
妊婦窓口指導	妊娠届出時に実施される妊婦窓口指導をすべての妊婦に対し
	て実施しています。その際に、現在、喫煙している妊婦・同居
	者ばかりでなく、たばこを吸わない妊婦へのたばこに関する指
	導も行っています。
妊婦訪問指導	妊娠期を安心、安全に過ごせるよう、妊娠5か月・8か月時
	に訪問または電話にて状況を確認しています。
妊婦教室	対象者数、受講者数が少ないため、育児学級開催日に同日実
	施しています。また、乳児をもつ母親との交流も兼ねています。

2 妊産婦や乳幼児に対する相談事業

ニーズ調査によると、0~2歳児のいる保護者の4割が今後利用したい子育て支援サービスとして、育児学級をあげています。また、自由回答でも「遠方から嫁いできた自分には良い交流の場となった」、「保健師さんの細やかでていねいな対応にとても助けられた」、「毎月の案内が詳しく、参加してみたくなるような内容」などの意見がありました。

今後も、出産時の産婦・新生児訪問指導を 100%実施して、母親の精神面のサポートを 行うことにより、母親の育児不安を和らげます。

また、すこやか育児学級については、内容の充実を図るとともに、開催場所や時間等の 工夫にも努めます。

事業・施策	内容・方向
産婦・新生児訪問指導	生後28日以内に保健師が家庭訪問を実施しています。里帰り
	産婦や新生児についても随時訪問します。
	今後も、周産期保健指導だけでなく、子育てについての相談・
	情報の提供を行い、育児に対する不安の軽減に努めます。

事業・施策	内容・方向
すこやか育児学級	生後4か月から2歳児程度までの乳幼児と保護者を対象とし
	て、月1回すこやか育児学級を実施しています。月ごとに、栄
	養士による離乳食教室や消防士による乳幼児の救急法の講習、
	保健師によるう歯予防の指導などのほか、妊婦と乳児のふれあ
	い・交流や母親同士の交流の場を提供しています。
	今後も、内容の充実や育児相談の時間の拡大を図ります。

3 妊婦・乳幼児健診

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

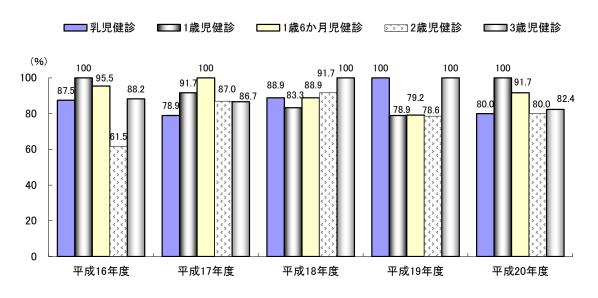
妊娠期には、妊婦委託健康診査の受診を促進します。また、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、受診の促進とフォロー体制の充実に努めます。

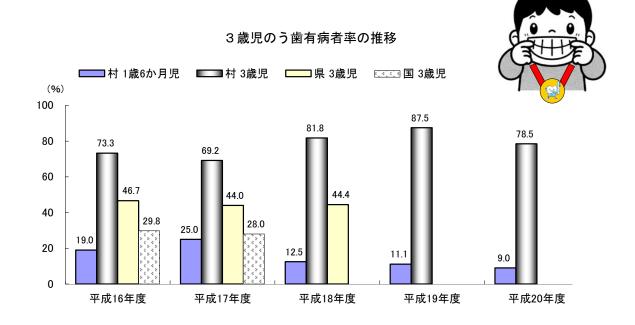
また、3歳児のう歯保有率は国・県よりも高い状態が続いてることから、う歯予防の啓発活動や指導の強化を図ります。

事業・施策	内容・方向
妊婦委託健康診査	平成 21 年度から妊婦健診 14 回分無料券を配付しています。
乳児一般委託健康診査	1歳未満児に2回分の無料券を配付しています。
乳児健康診査	生後5~8か月児を対象に年3回実施しています。
	【内容】身体測定・小児科健診・保健指導
1歳児健康診査	生後 11 か月から 13 か月児を対象に年4回実施しています。
	【内容】身体測定・小児科健診・歯科診察・ブラッシング指
	導・栄養指導・保健指導
1歳6か月児健康診査	生後1歳6か月から1歳8か月児を対象に年4回実施してい
	ます。【内容】1歳児健診に同じ
2歳児健康診査	生後2歳6か月から2歳8か月児を対象に年4回実施してい
	ます。【内容】1歳児健診に同じ
3歳児健康診査	生後3歳5か月から3歳8か月児を対象に年3回実施してい
	ます。【内容】身体測定・小児科健診・歯科診察・ブラッシン
	グ指導・栄養指導・尿検査・聴力検査・視力検査・
	保健指導
乳幼児の予防接種	予防接種回数を増やし、接種機会を逃しても次回予防接種実
	施日に接種できるようにしています。今後も、啓発活動を強化
	し、接種率の向上を図ります。

事業・施策	内容・方向
う歯予防	3歳児健診時の歯科診察で、むし歯がゼロ本の子に対して表
	彰を行うとともに、広報紙に掲載しています。
	また、2歳児はむし歯が増えやすい時期であることから、健
	診時の指導のほか、年2回「むし歯予防教室」を年長児に対し
	実施しています。
乳幼児医療費助成事業	乳児及び小学校未就学の幼児が、医療保険で医療の給付を受
	けた場合の自己負担に係る費用を助成し、乳幼児の保健、育児
	環境の向上を図っています。

乳幼児健康診査の受診率の推移





4 食育の推進

平成 16 年実施の中高生へのニーズ調査では、朝食をほとんど食べない高校生が 16%、 朝食を一人で食べる中高生も 35%でしたが、今回調査では、それぞれ4%(1人)、27% であり、高校生の朝食欠食率は大幅に減少しました。一方、両親の働き方の変化の影響か、 子どもだけの食事や一人で食べる「孤食」の数値は8%の減にとどまりました。

食を通じた心身ともに健康な子どもの育成や食を通じた家族との良好な関係づくりが促進されるよう、今後も、食生活改善推進員などの協力を得て、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めます。

事業・施策	内容・方向
思春期保健教室(食生活)	村食生活改善推進員会が講師となり、中学3年生に対して地
	場産品を活用したレシピを紹介しました。(昆布巻きづくり)
	今後は、中学生を対象に「簡単朝食レシピ」などを配布し、
	食の大切さについて指導します。また、生徒を対象にした試食
	会の実施についても検討します。

5 子どもの喫煙や薬物乱用に対する教育

子どもが小さいうちは子どもの前で喫煙していなかった親も、子どもの成長とともに子どもの前での喫煙を再開する傾向がみられます。未成年者の喫煙は、親も喫煙者であることが多いという調査結果もあることから、子どもにたばこの害についての講習を行い、新たな喫煙者を増やさないようにする必要があります。

また、近年、青少年が覚せい剤や麻薬等の薬物中毒になるケースが全国各地で報告されており、本村においても、青少年の薬物乱用を防ぐ教育が必要となっています。

これらのことから、学校の保健教育の一環として、小学生を対象にたばこの害について 学ぶ防煙教室を開催します。また、中学生に対しても、たばこや薬物乱用の危険性について 学ぶ保健教室を実施します。

事業・施策	内容・方向
防煙教室	平成19年度において1校で防煙教室を実施しました。その他
	は学校独自の活動の中で実施しています。
	今後も学校と連携・協力して実施します。
思春期保健教室(たばこ・薬物)	中学生を対象に、たばこや薬物の害について学ぶ機会を設け
	ます。現在は、中学校の保健学習として実施されており、今後
	も学校と連携・協力して実施します。

6 学校における思春期教育

ニーズ調査では、将来結婚して子どもを複数持ちたいと思っている中高生がほとんどですが、就学前児童とふれあう機会のない中高生が32%(前回調査より7ポイント増)おり、 父性や母性の形成に支障をきたしています。また、性について自己決定に基づいた健全な行動ができるように、学校教育において性(生)についての知識を伝えていく必要があります。

このことから、中学生に対して、性に関する思春期保健教室を開催します。また、中学生が子どもとふれあう保育所実習を実施し、職業に対する理解を深めるとともに、父性・母性の育成支援を図ります。

事業・施策	内容・方向
思春期保健教室 (性)	中学生に対し、年1回、講師(医師)を派遣し、思春期の心
	や体、性の尊重や命の尊さについて講話しています。
保育所実習	中学校3年生の学年行事として実施しています。今後も、保
	育所の幼児とのふれあいにより子どもへの理解をより一層深め
	るため継続して実施します。

7 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤であることから、小児医療の充実・確保に取り組むことが必要です。

むつ下北地域の関係機関と連携し、救急医療対策も含めた地域小児医療体制の整備促進に努めます。

事業・施策	内容・方向
下北地域全体での休日・救急医療	むつ総合病院を中心とした休日・救急医療体制が確立されて
体制の維持	います。今後も、むつ下北地域の医療拠点として、むつ総合病
	院の医療体制を関係市町村で維持していきます。



1 次世代の親の育成

ニーズ調査によると、「家庭での子育てや家事は、男女が互いに協力し分担すべきである」 という意識を持つ中高生が多くなってきていますが、男女別にみると女性の方が、男性はもっと参画すべきという意識が多くみられます。

また、「自分の能力を発揮できる仕事」への希望が強く、中高生が自らの能力を発見し積極的に社会に参画していく姿勢を養うことが求められています。

これらのことから、学校教育の場で、学習指導要領に基づく男女共同参画教育を行い、 保育所実習を中学生の職業に対する理解を深める場としても活用するほか、村の行政に対す る意識を高めるために子ども議会を開催します。また、子どもたちの積極的な社会参加を促 すために「アントレプレナーシップ教育」の実施を検討します。

※「アントレプレナーシップ教育」:

"生きる力(起業家精神と起業家的資質·能力)"を涵養するための教育とされ、近年各地で普及してきています。総合的な学習の時間で行われている既存の地域学習への視点を"自ら社会に働きかけ、仕掛ける立場"へと変え、子どもたちの積極的な社会参加を促すものであり、地域·家庭·学校がそれぞれ連携し、子ども主体の学習を実践することを通して"学習意欲の向上"や"自己発見·自己認識の醸成"を目指しています。また、"正しい職業観や勤労観の醸成"といったキャリア教育としての効果も期待されています。

事業・施策	内容・方向
学習指導要領に基づく男女共同	本村では特に「家事は女性の仕事」という意識が強いため、
参画教育	男性の家事・育児参加を促すことに重点を置いた教育を行いま
	す。また、各種研修会等の中で、父親についての話合いをもて
	るような雰囲気づくりを行うとともに、父親を主として取り上
	げたフォーラム等を開催していきます。
アントレプレナーシップ教育(起	既存の地域学習を社会参加型へと視点を変え、地域・家庭・学
業教育)	校が連携を図りながら検討します。
保育所実習(再掲)	中学校3年生の学年行事として実施しています。今後も、継
	続して実施するとともに、子どもへの理解をより深めるために、
	事前学習を強化します。
子ども議会	子どもの社会全般に対する意識を高めるため、子どもが村政
	に対する意見を積極的に発言する場を提供します。
	小学生の議会傍聴を積極的に許可し、学級活動を通じて行政
	と議会の役割を周知しています。
	今後も、議会傍聴を積極的に許可するとともに、子ども議会
	の開催を検討します。

2 確かな学力の向上

ニーズ調査によると、前回調査同様に、勉強がよくわからない、成績がなかなか上がらないと悩む生徒の割合も高く、子どもの向学心の低下が懸念されています。

家庭での学習を習慣化させるため、家庭教育に関する講座等の啓発活動を行います。

事業・施策	内容・方向
家庭教育に関する講座 (再掲)	村 PTA 研修会で、保護者・教員を対象に家庭教育関係の講演
	会等を実施しています。
	今後も、父兄参観日等の学校行事を利用するなど、中学生や
	保護者を対象に、しつけや学力向上についての勉強会・講演会
	等を実施し、家庭教育の水準を高めます。

3 豊かな心の育成

ニーズ調査では、自分自身への不満を持っている中高生が4割弱と、自分の内面にストレスを抱えていたり、友人関係においても「人前で思っていることをうまく言えない」や「自分がどう見られているか気になる」割合が前回より増えていることから、思春期の子どもの心理にも配慮した対応が必要となっています。

これらのことから、「心のノート」を対象学年に配付し、道徳観の育成を進めるとともに、 学校にスクールカウンセラーを配置して、子どもの精神面のケアを行います。

事業・施策	内容・方向
「心のノート」配布	各小中学校において、学習指導要領に基づき、「心のノート」
	などの教材を用いて、善悪の判断や相手を思いやる気持ちなど
	について学習し、道徳教育の充実を図ります。
スクールカウンセラーの配置	不登校・いじめ等の社会問題に発展する前に、わずかな悩み
	でも臨床心理士に相談できるよう、平成20年度より、村単独事
	業として、風間浦中学校を拠点に、村内児童生徒を対象とした
	スクールカウンセラー事業を展開しています。
	今後も児童生徒の心の問題に対応するため、臨床心理士を配
	置して児童生徒に対するカウンセリングや教員、保護者に対す
	る助言・援助等を行います。

4 信頼される学校づくり

近年、全国で子どもが被害者となる凶悪事件が相次いでいることから、本村では、子どもが犯罪に遭わないために、村内の全小中学校において、犯罪に遭いそうになったときの対処法について教える「防犯教室」を実施しています。

また、地域から信頼される学校づくりのため、地域住民が学校を評価する学校評議員制度を活用し、家庭や地域と連携協力しながら安心・安全な学校を目指します。

事業・施策	内容・方向
防犯教室	不審者対策等の一環として、警察の協力を得て各小中学校で
	防犯教室を実施しています。
防犯メール配信	現在は一部の小学校において、防犯等の緊急情報を保護者の
	携帯電話に配信し、情報伝達によって児童生徒の安全を確保し
	ています。今後は管内すべての小中学校でメール配信システム
	が運用されるよう検討します。
学校評議員の設置	風間浦中学校において、地域の声を学校に反映させるため、
	年2回学校評議員会議を実施しています。学校現場・地域の声
	をききながら、各小学校の学校評議員の委嘱についても検討し
	ます。

5 教育に関する経済的支援

ニーズ調査では、子育てをしやすいまちづくりのために重要な施策として「子育てへの 経済的支援の充実」をあげる保護者の割合が高くなっています。子育てにかかる費用のなか でも教育費の負担が大きいことから、教育費についての支援が求められています。

経済的理由により就学困難な小中学生の保護者を対象とした就学援助や、高校生・大学 生等を対象にした本村独自の奨学金貸与事業を継続実施することで、修学に対する家庭の教 育費負担の軽減に努めます。

事業・施策	内容・方向
就学援助	要保護・準要保護の認定基準に基づき適正な就学援助を実施
	しています。
風間浦村奨学金貸与事業	修学の便宜を図り、人材育成の目的から風間浦村奨学金貸与
	条例に基づいて実施しています。

6 家庭の教育力の向上

ニーズ調査によると、「女性が仕事と子育ての両立を図るために、必要と思われること」については、「夫が家事や育児を分担し、協力すること」との回答割合が最も高くなっています。男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう、父親の育児に関する意識を高めるために、父親フォーラムを開催し、父親が継続して子育てに関わることを啓発します。

事業・施策	内容・方向
父親フォーラムの開催	様々な年代の子どもを持つ父親を対象に、父親の意識を家庭
	に向くように、家庭における父親の役割を考える講演会等を実
	施します。

7 地域の教育力の向上

子どもが室内で過ごすことが多く、友人や親・兄弟姉妹以外の人と交流する機会が少なくなっていることから、子どもの健全な人格形成のために、地域の様々な人との交流を進めることが必要となっています。

小中学校において、地域住民も参加する形での体験学習や奉仕活動を引き続き実施します。また、地域活動の場として小中学校の体育館等を開放します。

事業・施策	内容・方向
漁業をはじめとした地場産業の	小中学校において、漁業を中心とした地場産業に対する理解
体験学習	を深めるため、磯体験やいかさし作り等の体験学習を、地域住
	民の協力を得て行います。
	現在、蛇浦・易国間小学校は毎年4月に学校行事としてふの
	り採りを実施しています。今後も、学校行事として地域を巻き
	込んでの事業を展開します。
地域が主体となった体験学習の	学校教育の枠にとらわれず、地域が主導する形で実施する体
検討	験学習の実施可能性について検討しています。
	活動としては、社会福祉協議会が主となり「ふれあい交流会」
	を、また、食生活改善グループが主となって「料理教室」を村
	内3小学校で実施しました。
総合学習の時間を利用した地域	易国間小学校では、ふのり乾燥出荷の体験と森林官の協力に
学習	よる森林教室を開催しています。風間浦中学校では、職業体験
	を実施しましたが、販売体験は実施できなかったため、今後は
	学習内容を検討しながら実施します。
小中学校の施設の地域活動への	現在、中学校体育館で、体育協会のバレーボール部及びバス
開放 (再掲)	ケットボール部が活動を行っています。今後も現行どおり継続
	して実施し、子どもの遊び場と活動の場としても開放します。

8 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ニーズ調査によると、自分専用の携帯電話を持っている高校生が 92% (前回調査では 84%)、自分専用のパソコンを持っている中学生が 11% (前回調査では 14%) いるなど、携帯電話やパソコンの普及により、子どもが出会い系サイトなどの有害情報に容易にアクセスできる環境となり、子どもが性犯罪などに巻き込まれる危険が高まっています。

そのため、小中学生を対象に、メディアリテラシー教育を実施し、携帯電話サイトを含むインターネット等のもつ危険性や利用する上でのマナーなどを指導すると同時に、親に対してもインターネットの使い方についての講習や啓発活動を行います。

事業・施策	内容・方向
メディアリテラシー教育	パソコン等を使用する授業の際などに、インターネット上の
	ルールやマナーについて各学校において指導しています。
	また、携帯電話についてのアンケートを行うなど、実態把握
	に努めています。
	今後も、講師については地元の人材をボランティアとして活
	用し、携帯電話サイトやインターネットを含む情報媒体のもつ
	危険性や利用する上でのマナーなどを指導します。
携帯電話サイトを含むインター	携帯電話サイトを含むインターネット犯罪防止については、
ネット犯罪防止に関する講習会	青森県教育庁からのパンフレット等を学校へ配布して保護者・
や啓発活動	児童生徒への周知徹底を図っています。
	必要に応じて、保護者・児童生徒を対象に講習会等を開催し
	ます。



1 良好な居住環境の整備

定住促進のために良質な住宅を安価で提供することが望まれています。また、子どもが 自宅で遊ぶことが多くなっており、居住環境についての関心が高まっています。

住宅については、老朽化の著しい村営住宅の建て替えを促進し、シックハウスや地震対策など、住宅の安全性についての啓発活動を行います。また、現在、下水道事業の実施予定はありませんが、合併浄化槽の設置を推進することにより水質保全を図ります。

事業・施策	内容・方向
村営住宅の建替	村営住宅の建替事業を進めています。平成 21 年度は易国間地
	区の建替事業を実施しました。
	今後も、ストックの見直し及び長寿命化計画を作成し、引き
	続き建替事業を推進します。
住宅の安全性についての啓発事	シックハウスや住宅の地震対策などについて、広報紙・パン
業	フレット等を通じて啓発しています。
合併浄化槽設置補助金交付	生活排水による公共水域の水質汚濁防止のため、合併浄化槽
	の設置を推進し、設置費用の一部を補助します。

2 安全な道路交通環境の整備

平成 17 年度の村道の改良率は 15.0%、舗装率は 16.0%と低く、ニーズ調査でも、就 学前の保護者は、子どもとの外出の際、困ることとして「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」との回答割合が最も高く、また「広い歩道が少ない等、まちなみにゆとり と潤いがない」との回答も約1割となっており、子どもが安全に歩ける道路の整備が求められています。

今後、村道の整備・改良事業に合わせて歩道やガードレール等の整備や歩道のバリアフリー化を進めます。また、冬季の通学路の安全確保のため、学校周辺の歩道除雪を実施します。

事業・施策	内容・方向
村道の改良	村道整備・改良事業の際、歩道の設置やバリアフリー化、ガ
	ードレールの設置などを行います。
歩道除雪	通学路の安全確保のため、小型の除雪機等で学校周辺の歩道
	の除雪を実施します。

3 安心して外出できる環境の整備

ニーズ調査によると、子どもとの外出の際「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」と答えた就学前児童の母親が27%となっており、誰でも利用できる多目的トイレの整備が求められています。また、ベビーカーなどでの外出にも配慮して、公共施設のバリアフリー化を進める必要があります。

今後は、公共施設を改築する際に多目的トイレの整備や玄関等のバリアフリー化を進めます。

事業・施策	内容・方向
公共の多目的トイレの整備	公共施設改築時に設置します。
公共施設のバリアフリー化	公共施設改築時に整備します。

4 安全・安心なまちづくりの推進

ニーズ調査によると、「暗い通りや見通しの悪いところが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配」と答えた小学生の保護者が多くなっています。また、ニホンザルの生息域が村内の住宅地にも拡大しており、通学途中の児童が威嚇攻撃を受ける危険があるため、そのための対策が求められています。

広報紙を利用して、防犯や交通事故防止について呼びかけを行うとともに、小中学生に 防犯ブザーを配付し、暗い通りへの防犯灯の設置を進めます。

また、二ホンザルへの対処方法についても、広報紙及び保育所や小中学校での指導を通じて周知徹底を図ります。

事業・施策	内容・方向
自主防犯意識の啓発	広報紙を活用し、防犯や交通事故防止に関する情報や地域の
	活動情報などを継続的に情報提供しています。現在の活動にお
	いて相当の効果が感じられていますので、今後も継続して実施
	します。
防犯ブザーの配付	平成16年度に全小中学生に配付しています。以後は小学校の
	新入生や転校生を中心に配付しています。
防犯設備の整備	通学路を中心に、暗い歩道や見通しの悪い場所に防犯灯等の
	防犯設備の整備を図ることにより、犯罪の抑止に努めます。
ニホンザルに対する事故防止	広報紙や学校等での指導により、ニホンザルに遭遇したとき
	の対処方法について周知徹底を図ります。

1 男性を含めた働き方の見直し

本村の 25 歳~29 歳の女性の就業率は全国や青森県よりも低く、子育て中の母親が仕事を辞めるケースが多くなっています。ニーズ調査では、「勤務時間の短縮やフレックスタイムの導入、育児休業、看護休暇など子育て者に配慮した労働条件・制度があり、それが実際に活用できる職場環境であること」と答えた保護者も多く、男女を問わず、子育てする人に配慮された雇用制度が充実し、実際にそれが利用できることが必要となっています。

このことから、事業所や村内の業界団体などに対して、育児休暇の取得や子育て中の男女労働者の就業時間短縮などについて啓発活動を実施し、就業条件や就業環境の整備促進を図ります。

事業・施策	内容・方向		
事業所や業界団体への啓発活動	雇用者の性別によらず、育児休暇の取得促進や子育て中の就		
	業時間短縮など関係団体への啓発活動を実施し、地域社会で支		
	える子育て環境の整備を図ります。		

2 仕事と子育ての両立の推進

就学前児童や小学生の保護者に対するニーズ調査では、女性が育児と仕事を両立するために必要なこととして「夫が家事や育児を分担し、協力すること」という回答が最も多くなっており、女性の仕事と育児の両立のために、さらなる父親の協力が必要となっています。

妊婦の配偶者に父親としての意識を持ってもらうために、父親教室を実施するほか、広報紙などを通じて父親の育児や家事への参画を呼びかけます。

事業・施策	内容・方向		
父親教室	これから父親になる男性が抵抗なく家庭での子育てに取り組		
	めるように、父親としての心構えや簡単な家事の仕方などを学		
	べる機会を設けます。		
家庭への啓発活動	広報紙などを通じて、父親がもっと積極的に育児や家事に参		
	画するように呼びかけます。		

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ニーズ調査では、子どもとの外出の際「歩道や信号がない通りが多く心配」と答えた就学前児童の保護者が3割近くに達しており、交通安全に対する不安が大きくなっています。また、6歳未満の幼児を自動車に乗せる場合、チャイルドシートの使用が義務付けられていますが、値段が高い等の理由で使用していないケースもみられます。

各保育所や小中学校で交通安全指導を実施するほか、幼児の乗車における安全確保のためチャイルドシートの着用を推進するべく、チャイルドシートの貸与事業を行います。

事業・施策	内容・方向		
交通安全指導	主催の交通安全大会等に保育所と小中学校が参加し、一般住		
	民と共に交通安全指導が実施されています。現在の活動におけ		
	る効果がでていることから、今後も継続して実施し、交通安全		
	意識の啓発に努めます。		
広報紙等による広報活動	広報紙等で、交通安全に関する記事を定期的に掲載し、交通		
	安全についての啓発を行っています。		
チャイルドシート貸与事業	チャイルドシートの着用率向上ため、チャイルドシートを貸		
	与しています。		

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

地域全体には、子どもが危険な目に遭いそうなときに保護をしたり、よくないことをしていたらしかったりするなどの「見守り」が期待されています。また、本村でも、万が一子どもが犯罪の被害にあった場合の精神的なケアの体制を整備しておく必要があります。

これらのことから、広報紙による防犯啓発活動のほか、夏休み期間中や祭礼時のパトロール活動を実施し、子ども110番の家の整備を進めます。また、犯罪被害児童については、学校や児童相談所等との連携を進め、カウンセリングの体制を整備します。

事業・施策	内容・方向		
自主防犯意識の啓発 (再掲)	広報紙を活用し、防犯や交通事故防止に関する情報や地域の		
	活動情報などを継続的に情報提供しています。現在の活動にお		
	いて相当の効果が感じられていますので、今後も継続して実施		
	します。		
夏休み期間中や祭礼時などのパ	青少年犯罪が増える時期に管内小中学校のPTA及び防犯指		
トロール活動	導隊風間浦支隊や青少年健全育成推進員等による夜間パトロー		
	ルを実施しています。		

事業・施策	内容・方向			
駐在所連絡協議会等の活用	大間警察署と連携し活動しており、毎年の総会において青少			
	年犯罪を含めた地域の犯罪情報等を警察より提供されていま			
	す。			
	今後も、青少年犯罪についての情報交換の場として活用し、			
	他の青少年関係会合等との連携協力を図ります。			
子ども110番の家	各学校において、「子ども110番の家」のステッカーを各			
	地域の民家に貼り、危険を感じた時はすぐ駆け込みできる体制			
	づくりをしています。			
	今後も、引き続き整備を進めるとともに、地域全体が子ども			
	を守るという意識づくりのため広報紙などを活用して、住民へ			
	の呼びかけを行います。			
被害児童のカウンセリング体制	児童相談所等関係機関との連携により、被害児童が発生した			
の整備	場合の支援体制を整えます。			



1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を未然に防止するため、乳幼児健診や各機関が行う保護者への相談等で要支援者を早期に把握し、地域と関係機関との連携を密にし、見守りと支援を充実させていくことが必要です。また、虐待があった場合、早期に介入し、子どもの安全保護を行うとともに、保護者に対しても適切な支援を行うことが必要です。

これらのことから、学校や診療所などと連携し、虐待が疑われる児童の早期発見に努め、 児童相談所等関係機関との連携により、児童虐待発見後の被虐待児及び保護者等に対する適 切な支援に取り組みます。

事業・施策	内容・方向	
虐待児童の発見・保護体制の整備	学校や診療所、児童相談所等関係機関との連携により、虐待	
	を受けている児童を発見・保護する体制を整えます。	
児童虐待防止ネットワーク組織	学校・警察・診療所・児童相談所等が児童虐待に関する情報	
の編成	交換と虐待児童や家庭への対応について協議するため、要保護	
	児童協議会を中心とした地域ネットワークを組織しています。	

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等により、ひとり親家庭等が増加しています。ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るために、自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

ひとり親家庭などを中心とした母子福祉事業は法令にのっとって実施しています。

事業・施策	内容・方向	
母子家庭等医療費助成	母子家庭のほか父子家庭についても、18歳までのひとり親家	
	庭の児童に係わる医療費を助成します。	
児童扶養手当	父母の離婚等により、父親と生計を同じくしない児童を監護	
	している母等に手当を支給します。	

3 障害を持つ児童に対する施策の充実

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童の その後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。

そのため、障害や発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障害を持つ児童のニーズに対応できるように受け入れ体制を維持・整備します。

事業・施策	内容・方向		
北通り地区の障害児受け入れ体	むつ地区の療育状況を勘案しながら、北通り地区として障害		
制拡充の検討	を持つ児童の療育等の体制の拡充を検討していきます。		
障害児保育の実施	風間浦保育所では障害児保育を実施しています。		
	また、障害や発達上の不安の早期発見に取り組んでいます。		
特別支援教育の推進	小中学校で、障害児など特別な支援が必要な児童・生徒を受		
	け入れ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援		
	が行えるよう、教育内容・技術の研修、補助員など人員の充実、		
	施設の整備などに努めます。		
	また、平成20年より「風間浦地区こども発達相談連絡協議会」		
	を設置して、成長発達に係わる児童の支援にあたっています。		



1 観光産業の育成

本村は下風呂温泉などの観光資源に恵まれ、不振が続く第1次産業の保護育成も視野に入れた「元祖烏賊様レース」などの観光イベントも活発に行われており、観光関連産業は本村の重要な産業となっています。このため、観光客の入込が夏季に偏っている状況を改善しつつ、新たな観光資源の発掘によって観光関連産業を活性化させ、雇用の確保・創出を図る必要があります。

冬季の観光客を増やすため、関係機関に対して下北地域の国道や県道の冬季閉鎖解消や 公共交通機関の利便性向上を働きかけ、下北半島全体の観光の通年化を図ります。また、新 たな観光資源の発掘・整備を進めます。

事業・施策	内容・方向	
観光の通年化	関係機関に道路の冬季閉鎖解消や公共交通の利便性向上を働	
	きかけます。	
アーチ橋メモリアルロードの活	下風呂地区にある大間鉄道跡のアーチ橋メモリアルロードに	
用	おいてイベントを開催するなど、アーチ橋を観光資源として活	
	用します。	

2 未婚男性の結婚促進

本村においては、30 歳代の男性未婚率は全国や青森県よりも高い一方、同じ年代の女性未婚率は全国や青森県を下回っています。また、男性未婚率と女性未婚率の差が25歳~39歳で大きく、「嫁不足」の状態に陥っています。その結果、ますます晩婚化・未婚化が進み、少子化に歯止めがかからなくなることが懸念されています。

商工会などと連携して、村内の独身男性の情報を全国に発信して結婚希望者を募集するなど、結婚促進活動を実施します。

事業・施策	内容・方向	
「ナイス賊゛烏(ガイ)」結婚促	村内の独身男性を「ナイス賊゛烏(ガイ)」などと称してホ	
進活動	ームページ上などで紹介し、真剣に結婚を考える独身女性と引	
	き合わせる活動等の実施を検討します。	

第6章 子育て支援事業の数値目標

第1節 子育て支援関係サービスの数値目標

1 保育サービスの目標値

	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標 (後期計画目標値)	平成 29 年度目標
通常保育	保育所数 1 か所 1 日平均利用人数 59 人	保育所数 1か所 1日平均利用人数49人	保育所数 1 か所 1 日平均利用人数 37 人
延長保育	実施か所数 1か所 1日平均利用人数1人	実施か所数 1か所 1日平均利用人数3人	実施か所数 1か所 1日平均利用人数3人
夜間保育	未実施	実施か所数 1か所 1日平均利用人数3人	実施か所数 1か所 1日平均利用人数3人
トワイライトステイ	未実施	検討	検討
休日保育	未実施	実施か所数 1 か所 1 日平均利用人数 10 人	実施か所数 1 か所 1 日平均利用人数 10 人
病後児保育	未実施	検討	実施か所数 1か所 年間延べ利用日数 30人日/年
ショートステイ	未実施	検討	検討
一時預かり保育	実施か所数 1か所 年間延べ利用日数 11人日/年	実施か所数 1か所 年間延べ利用日数 120人日/年	実施か所数 1か所 年間延べ利用日数 120人日/年
特定保育	未実施	検 討	検討
ファミリー・サポート・セ ンター	未実施	検討	検討
地域子育て支援拠点事 業	実施か所 1か所	実施か所 1か所	実施か所 1か所

2 放課後児童健全育成事業の目標値

	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標 (後期計画目標値)	平成 29 年度目標
放課後児童クラブ	未実施	実施か所数 2か所 1日平均利用人数21人	実施か所数 3か所 1日平均利用人数32人

第7章 計画推進にあたって

第1節 後期行動計画に向けた取り組み

1 「次世代育成支援地域行動計画」の普及・啓発

次世代育成支援地域行動計画は、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育つことができ、男女が互いに尊重しあい、助け合いながら、安心して子育てができる環境づくりを目指すと同時に、地域全体により子育て支援を目指すものです。

本村では、本計画に対する村民の主体的、積極的な取り組みを推し進めるために、本計画に関する情報や実施状況について、広報及びホームページ等でわかりやすく周知し、村民への浸透を図ります。

2 住民参画による計画の推進

本計画を円滑に推進するためには、村民の理解と協力が欠かせないものです。

広報やホームページ等を用いた広報・啓発活動によって、村民と情報を共有し、子どもを含む村民から広く意見や提言を得られる環境づくりに努め、村民の参加と協力が得られる計画推進体制の整備を図ります。

3 子育て関係機関との連携と協働

本計画の推進については、地域で活動している民生児童委員・主任児童委員の方々、学校や保育所の保護者の方々、自治会、社会福祉協議会、商工会等の地域団体の方々や児童相談所、保健所、警察などの専門的機関との連携と協働が重要となります。

これからも子育て関係機関との連携と協働を維持し、広範囲な推進体制によって計画を積極的に推進します。

4 行政組織の計画推進体制の整備

本計画の推進には行政組織の各部署が関連し、長期にわたる集中的、計画的な取り組みが必要となります。

さらに、本計画の進捗状況を点検しながら、社会情勢をふまえた的確な施策を実施する ために、各部署間の連携を強化し、継続的な施策や事業の実施状況を把握し評価していき ます。



風間浦村次世代育成支援地域行動計画【後期計画】

< 発 行 > 平成22年3月

< 発 行 者 > 風間浦村 村民生活課

〒039-4502

青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目11番地2

TEL 0175-35-3111

FAX 0175-35-3733

E-Mail info@ kazamaura.jp

http://www.kazamaura.jp/